

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の 状況に関する意見等



全国重症心身障害児(者)を守る会  
会長 安部井聖子

# 全国重症心身障害児(者)を守る会の概要

## 1. 設立年月日

昭和39年6月13日 全国重症心身障害児(者)を守る会〔親の会〕設立

昭和41年4月28日 社会福祉事業を実施するため社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会を設立

## 2. 活動目的及び主な活動内容

全国重症心身障害児(者)を守る会〔親の会〕は、重い障害のある子どものいのちを守るために、親たちが中心となって昭和39年6月13日に設立しました。

当時、障害が重く社会復帰できないものに国の福祉は及ばず、「社会の役に立たないものに国のお金は使えません」との声も聞かれる世相の中で、私たちは「どんなに障害が重くても真剣に生きている この命を守ってください」、また「社会の一番弱いものを切り捨てるとは、その次に弱いものが切り捨てられることになり、社会の幸せにつながらないのではないですか」と訴えてまいりました。

以来60年にわたり、「最も弱いものをひとりもれなく守る」という基本理念に沿って、重症心身障害児者の医療・福祉・教育における施策の充実に向けた運動を展開するとともに、親の意識の啓発と連携を密にするため全国各地に支部を置き、地域における重症心身障害児者への理解を深める活動を続けております。

## 3. 守る会の三原則

一. 決して争ってはいけない

争いの中に弱いものの生きる場はない

二. 親個人がいかなる主義主張があっても重症児運動に参加する者は党派を超えること

三. 最も弱いものをひとりもれなく守る

## 4. 会員数 約 1万人 (親の会)

## 5. 代表者 (親の会) 会長 安部井 聖子、(法人) 理事長 倉田 清子

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(概要)

## 1 短期入所サービス費について

- (1) 重症児者入所施設事業者が積極的に短期入所事業を実施するための、又、緊急時受け入れのベッドを確保するための、これに見合う適切な報酬単価を設定し、事業者のインセンティブを高める仕組みを構築してください。
- (2) 報酬単価の設定が難しい場合は、短期入所枠を確保する観点から、こども家庭庁が所管する社会的養護施設と同様な仕組み、具体的には重症児者入所施設本体の報酬の「日払い」を見直し、人件費等の事務費については「月払い」「定員払い」に合わせるようお願いします。

## 2 経営及び賃上げ等の状況について

令和7年障害福祉サービス等経営概況調査結果によれば、令和6年度決算における全サービス平均での赤字事業所の割合は 43.6%(調査対象 14,389 施設・事業所)に上っています。このような状況のもとでは、法人の経営努力のみで継続的な処遇改善を支えることは困難であり、人事院勧告に準じたベースアップを確保することはできません。このため恒久的な措置として基本報酬の引き上げを強くお願いします。特に人件費比率は療養介護78.8%、医療型障害児入所施設74.1% と非常に高く、3年に一度の報酬改定では人件費の上昇に収入が追いつかず、財務体質は悪化傾向が続いている。物価・賃金の動向に連動した柔軟かつ機動的な報酬改定の仕組みを導入してください。

## 3 施設の建替えについて

重症児者を受け入れる病棟の多くは築40年以上経過しており、老朽化・狭隘化が顕著で、安全面・衛生面等を含め施設機能に影響が生じています。近年の建築費高騰により、建築単価はここ数年で1.5~2倍に増加している上、社会福祉法人の近年の経営状況を踏まえると、建替えのための内部留保を確保することは極めて困難な状況です。重度・重症化及び医療の高度化が進む利用者に適切に対応し、医療的ケア児者の受入れを促進するためにも、建替えに係る費用への補助(施設整備費補助、利子補給制度、仮設移転費の補助等)について、国としての更なる財政的支援を強くお願いします。また、病棟建替えとあわせてICT・DXを促進することで、人手不足対策と人件費抑制にも寄与すると考えます。さらに建替えは、短期入所(ショートステイ)をはじめとする在宅支援の拡充にもつながり、施設入所という選択肢だけではなく、「必要なときだけ施設を利用する」という選択肢が増えることで、多様な生活形態を確保でき、障害福祉制度の持続可能性向上に資すると考えます。

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(詳細版)

## 1 短期入所サービス費について

第5次障害者基本計画の[7-(3)-1]には、「障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことが求められています。このため、個々の障害者のニーズ及び実態に応じて、在宅の障害者に対する日常生活又は社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図るほか、必要な時に救急医療が受けられる体制整備を推進する。」とあります。

上記基本計画を「理想」から「実現に向けた観点から取り組む」ためには、重症心身障害児者(以下「重症児者」。)の短期入所サービスは、在宅生活を継続するための極めて重要なものと位置付ける必要があります。具体的には、空床型ではなく、いつでも利用できるベッド数の確保、つまり量的拡充が必要です。また、在宅生活者の不安を解消するための対策として重症児者入所施設(医療型障害児入所施設、療養介護事業所)の介護者の病気など重症児者を緊急に受け入れるためのベッドの確保が必要です。当然、在宅の重症児者を受け入れる救急医療体制がないことから救急病院の受け入れ拒否事例をなくすシステムの構築が不可欠です。しかしながら、令和7年障害福祉サービス等経営概況調査結果によれば、社会福祉法人が経営する短期入所の収支差は△1.6%という現状にあります。

については、①重症児者入所施設事業者が積極的に短期入所事業を実施するための、又、緊急時受け入れのベッドを確保するための、これに見合う適切な報酬単価を設定し、事業者のインセンティブを高める仕組みを構築してください。②報酬単価の設定が難しい場合は、短期入所枠を確保する観点から、こども家庭庁が所管する社会的養護施設と同様な仕組み、具体的には重症児者入所施設本体の報酬の「日払い」を見直し、人件費等の事務費については「月払い」「定員払い」に合わせるようお願いします。

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(詳細版)

## 2 経営及び賃上げ等の状況について

令和7年度障害福祉人材の確保及び待遇状況等に関する調査結果では、「福祉・介護職員等待遇改善加算」を取得した5,250施設の常勤福祉・介護職員の平均月給は、令和6年9月から令和7年7月にかけて16,970円(+5.4%)増加しています。一方、令和7年障害福祉サービス等経営概況調査結果によれば、令和6年度決算における全サービス平均での赤字事業所の割合は43.6%(調査対象 14,389 施設・事業所)に上っています。

このように「福祉・介護職員等待遇改善加算」により一定の待遇改善は図られているものの、人件費及び物価(光熱水費・診療材料費等)の高騰等により、事業自体が赤字である場合、当該年度のベースアップ相当分の収入が確保されても、翌年度以降は法人の自己負担となる現状もあります。赤字の解消なくして職員の待遇改善を図ることはできません。法人の経営努力のみで継続的な待遇改善を支えることは困難であり、人事院勧告に準じたベースアップを確保できるよう、恒久的な措置として基本報酬の引き上げを強くお願いします。

特に重症児者にかかる療養介護及び医療型障害児入所施設においては、重度・重症化及び医療の高度化に対応するため、手厚い看護体制が不可欠です。令和7年調査においても、社会福祉法人が運営する施設の人件費比率は療養介護78.8%、医療型障害児入所施設74.1%と非常に高く、3年に一度の報酬改定では人件費の上昇に収入が追いつかず、財務体質は悪化傾向が続いている。物価・賃金の動向に連動した柔軟かつ機動的な報酬改定の仕組みを導入してください。

さらに、東京都社会福祉協議会の調査では、人材不足を背景に、都内社会福祉法人の約6割が有料職業紹介を利用しており、その手数料は年平均437万円に達することが明らかになっています。こうした追加的な採用コストも経営を大きく圧迫していることから、人材確保対策の強化も併せてお願いします。

加えて、いわゆる「2040年問題」とされる生産年齢人口の急減や高齢者人口のピーク化により、2040年に向けて福祉・介護分野では深刻な人材不足が避けられない状況です。とりわけ、医療を必要とする重症児者支援の分野では、高度な専門性を有する人材の確保が一層困難になることが予想されます。このため、ICT・DX・AIアシスト等の導入支援による業務効率化を図り、人材不足対策および人件費抑制につなげるとともに、専門人材の確保・育成を見据えた研修費等の補助や体系的な研修制度の整備など、長期的な財源及び制度設計をお願いします。

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(詳細版)

## 3 施設の建替えについて

重症児者を受け入れる病棟の多くは築40年以上経過しており、老朽化・狭隘化が顕著で、安全面・衛生面等を含め施設機能に影響が生じています。令和6年度報酬改定後の経営状況を見ると、社会福祉法人が運営する 療養介護の収支差率は▲4.45%、医療型障害児入所施設では▲0.7% にとどまり、建替えのための内部留保を確保することは極めて困難です。さらに、近年の建築費高騰により、建築単価はここ数年で1.5~2倍に増加しています。

老朽化した病棟においては、医療機器(吸引器・人工呼吸器・ストレッチャー等)の動線確保が困難であるほか、陰圧室の整備、個室化、感染対策のためのゾーニング等、改修による対応が構造上難しい状況にあります。また、老朽化に伴う修繕費が年数千万円規模で恒常化し、施設経営を圧迫している状況です。

施設の建替えは、利用者の安全確保、感染対策の強化、人材定着、BCP(災害対策)対応、DX化対応の観点から不可欠であり、先送りすることはできません。特に老朽化した病棟は職員の労働環境を悪化させ、離職率の上昇や採用難の一因にもなっています。

については、重度・重症化及び医療の高度化が進む利用者に適切に対応し、医療的ケア児者の受入れを促進するためにも、建替えに係る費用への補助(施設整備費補助、利子補給制度、仮設移転費の補助等)について、国としての更なる財政的支援を強くお願いします。病棟建替えとあわせて ICT・DXを促進することで、人手不足対策と人件費抑制にも寄与すると考えます。

さらに、病棟建替えは 短期入所(ショートステイ)をはじめとする在宅支援の拡充にも直結します。新病棟では、感染対策を踏まえた個室化や、医療機器の利用を前提とした病室を確保できるため、重症児者や医療的ケア児者の短期入所・レスパイトの受入れ促進にもつながります。これにより、入所者のみならず在宅で暮らす家族の負担軽減や緊急時の受入れ先の確保につながり、地域包括ケアの強化に寄与します。「必要なときだけ施設を利用する」という選択肢が増えることで、施設入所という「特定の生活形態で暮らす」という選択肢だけではなく、多様な生活形態を確保でき、障害福祉制度の持続可能性向上に資すると考えます。

# (参考資料)

## 2 経営及び賃上げ等の状況について

### ・療養介護の人事費比率について(令和7年障害福祉サービス等経営概況調査結果)

第13表 療養介護 1施設・事業所当たりの収支額、収支等の科目(経営主体別)

		全体	地方公共団体	社会福祉法人 (社協を含む)	その他	(単位:千円)
I 事業活動収益	(1) 自立支援費等・掛置費・運営費収益	282,094 93.3%	196,681 95.8%	314,488 92.4%	262,049 94.2%	
	(2) 利用料収益	12,085 4.0%	5,128 2.5%	10,102 4.7%	8,411 3.9%	
	(3) 補助事業等収益	2,493 0.8%	124 0.1%	3,118 0.9%	2,350 0.8%	
	(4) その他	5,276 1.7%	2,641 1.3%	6,855 1.7%	5,281 1.5%	
II 事業活動費用	(1) 給与費	210,328 69.6%	137,255 66.9%	267,538 78.0%	149,503 53.8%	①
	(2) 减価償却費	14,962 4.9%	1,181 0.6%	16,673 4.9%	16,933 6.1%	
	(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 3,103 -1.0%	▲ 60 0.0%	▲ 5,554 -1.6%	▲ 470 -0.2%	
	(4) 委託費	16,032 5.3%	17,969 8.8%	12,253 3.6%	20,994 7.5%	
	(5) その他	57,637 19.1%	46,082 22.5%	60,192 17.7%	57,631 20.7%	
III 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金收入	81 0.0%	0 0.0%	149 0.0%	7 0.0%	
	(IV) 借入金利息	304 0.1%	17 0.0%	317 0.1%	378 0.1%	
V 特別収益	(1) 本部からの繰入	345 0.1%	647 0.3%	512 0.2%	0 0.0%	
	(VI) 特別費用	(1) 本部への繰入	2,160 0.7%	1,911 0.9%	3,673 1.1%	0 0.0%
収入(①= I + III + V)		302,375 100.0%	205,222 100.0%	340,218 100.0%	278,099 100.0%	
支出(②= II + IV + VI)		298,319 98.7%	204,355 99.6%	355,092 104.4%	244,970 88.1%	
収支差(③=①-②)		4,056 1.3%	867 0.4%	▲ 14,873 -4.4%	33,129 11.9%	
客体数		146	17	77	52	

1 施設・事業所あたり定員数		96	78	102	94
定員あたり収入		3,134	2,637	3,323	2,962
定員あたり支出		3,092	2,626	3,468	2,609
1 施設・事業所あたりサービス換算職員数		36	33	36	36
サービス換算職員数あたり給与費		5,841	4,113	7,345	4,123

※無回答の施設・事業所は含まれない。

②

<人件費比率>

$$\textcircled{2} 267,538 \text{円} \div \textcircled{1} \text{の合計額}(339,558 \text{円}) = 78.8\%$$

### ・医療型障害児入所施設の人事費比率について(令和7年障害福祉サービス等経営概況調査結果)

第82表 医療型障害児入所施設 1施設・事業所当たりの収支額、収支等の科目(経営主体別)

		全体	地方公共団体	社会福祉法人 (社協を含む)	その他	(単位:千円)
I 事業活動収益	(1) 自立支援費等・掛置費・運営費収益	29,387 91.0%	25,854 93.7%	32,247 89.8%	25,901 92.7%	①
	(2) 利用料収益	1,378 4.3%	1,149 4.2%	1,518 4.2%	1,332 4.4%	
	(3) 補助事業等収益	693 2.1%	166 0.6%	1,007 3.0%	206 1.0%	
	(4) その他	686 2.1%	396 1.4%	849 2.4%	526 1.5%	
II 事業活動費用	(1) 給与費	21,949 68.0%	16,729 60.6%	26,430 73.0%	16,335 58.5%	②
	(2) 減価償却費	1,631 5.1%	633 2.3%	1,744 4.9%	1,864 6.7%	
	(3) 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 500 -1.5%	▲ 314 -1.1%	▲ 771 -2.1%	▲ 102 -0.4%	
	(4) 委託費	1,844 5.7%	1,753 6.4%	1,634 4.6%	2,251 8.1%	
	(5) その他	6,335 19.6%	4,777 17.3%	6,591 18.4%	6,566 23.5%	
III 事業活動外収益	(1) 借入金利息補助金収入	9 0.0%	0 0.0%	16 0.0%	1 0.0%	
	(IV) 借入金利息	36 0.1%	6 0.0%	41 0.1%	39 0.1%	
V 特別収益	(1) 本部からの繰入	126 0.4%	23 0.1%	223 0.6%	0 0.0%	
	(VI) 特別費用	(1) 本部への繰入	318 1.0%	276 1.0%	510 1.4%	0 0.0%
収入(①= I + III + V)		32,280 100.0%	27,588 100.0%	35,914 100.0%	27,926 100.0%	
支出(②= II + IV + VI)		31,614 97.9%	23,859 86.5%	36,179 100.7%	26,947 96.5%	
収支差(③=①-②)		664 2.1%	3,728 13.5%	▲ 265 -0.7%	979 3.5%	
客体数		118	16	65	37	

I 施設・事業所あたり定員数		90	72	90	96
定員あたり収入		360	385	398	290
定員あたり支出		353	333	401	280
1 施設・事業所あたりサービス換算職員数		32	30	31	34
サービス換算職員数あたり給与費		693	552	985	478

②

<人件費比率>

$$\textcircled{2} 26,430 \text{円} \div \textcircled{1} \text{の合計額}(35,676 \text{円}) = 74.1\%$$

# (参考資料)

## 2 経営及び賃上げ等の状況について

- ・ 東京都社会福祉協議会の調査について(2024年10月21日付の福祉新聞の記事)

### 『都内の福祉法人、6割が有料職業紹介利用 手数料は年平均437万円』

都内の社会福祉法人の6割が有料職業紹介事業所を利用していることが、東京都社会福祉協議会社会福祉法人経営者協議会の調査で分かった。2022年度に同所を通じて雇用した職員数は「3人以下」が5割で最多だが、「19人以上」も1割弱あった。1人当たりの紹介手数料は採用決定者の年収の「26~30%」が最多。22年度に法人全体で支払った総額手数料は平均437万円で、最大3700万円もあった。

同所を利用する理由は「法人や事業所で募集しても応募がない」「緊急性に対応するため」が多かった。人材確保のために必要な取り組みは▽養成校との関係強化▽給与の引き上げ▽法人、事業所の認知度の向上――が上位だった。

一方、外国人を受け入れている法人は3割強で、高齢者事業のみ行う法人では6割弱と高かった。受け入れの枠組みは「在留資格『介護』」が半数を占め、次いで「特定技能」「日本人の配偶者」が多かった。

送り出し機関、受け入れ機関に支払った1人当たりの平均初期費用は、技能実習は「46万~50万円」、特定技能は「5万円以下」が多かった。

また、受け入れ機関に支払う定期費用の1人当たり平均は、技能実習では「3万~6万円」、特定技能では「1万5000~3万5000円」が8割弱を占めた。

外国人を受け入れる理由は「将来的な労働者不足」「日本人の応募が少ない」のほか、「日本人と変わらない」も多かった。

調査は福祉人材の確保・育成・定着の現状と課題を把握するため、23年12月から24年1月に行い、267法人の回答を集計した(回収率32%)。